

仕 様 書

1 件名

やさしい日本語・多言語版による行政・生活情報誌作成業務

2 目的

苫小牧都市再生コンセプトプランに掲げる「多文化共生」の実現に向け、外国人住民の利便性向上を目的とするやさしい日本語・多言語版による行政・生活情報誌を作成し、外国人相談窓口などに設置する。

3 趣旨

外国人住民に対し、市民の暮らしに役立つ情報を分かりやすく提供するため、行政情報、防災情報、生活情報など生活に関わりの深いことがらを分かりやすく解説・紹介した手引きを多言語で、苫小牧市と民間事業者等が協働発行する。

4 履行期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日

5 契約予定金額

上限 4,901,000 円

上記金額は、消費税 10%相当額を積算した金額を含む。

6 業務内容等

(1) 外国人を対象とした国際化推進事業との連携

情報の受け手（外国人）のニーズを検討するため、国際化推進事業と連携し、アンケート及びインタビュー調査を実施する。

ア アンケートの作成と実施

イ インタビュー調査の実施

ウ 結果のまとめ

なお、上記に係る費用（交通費、人件費等）は、本業務の費用に含まれる。また、国際化推進事業の受託先と十分な連携を図り、調査は複数回実施する。

(2) 情報誌制作

(1) の調査を踏まえ、成果物作成に向け以下の業務を行う。

ア 掲載項目の検討

イ 掲載内容の決定

- ウ 掲載文作成
- エ 各言語への翻訳
- オ 掲載内容の検証（ネイティブチェックを含む）
- カ 手引きデザイン
- キ 関係各所との調整

なお、業務に係る費用（人件費、翻訳料、交通費、事務費等）は、本業務の費用に含まれる。

(3) 市は、製作に必要な既存の行政情報を電子データまたは、紙媒体で受託者に提供する。また、市は参考資料として「とまこまい暮らしのガイド」を提供する。詳細な情報調査は受託者が各担当課と直接行う。

(4) 受託者は、企画、編集、納品等にかかる一切の業務を行い、その際は市と十分協議し、市の承認を受けること。

7 納入成果物

(1) 構成

以下の情報が盛り込まれ、外国人住民の暮らしに寄与するものであること

- ア 行政情報（本市の紹介、市役所の窓口手続き、公共施設案内）
- イ 防災情報（本市の住民に必要な防災情報が災害別に盛り込まれること）
- ウ 生活情報（ア、イ以外の生活に必要な情報：公共交通機関、生活インフラ情報など）

(2) 規格

- ア 作成言語は日本語、やさしい日本語、英語、ベトナム語、中国語とする
- イ A4版1ページ1500字程度で30ページ（表紙・裏表紙を含む）程度とする
- ウ カラーデザイン（4色刷り）とする

(3) 納品方法

- ア 受託者は言語ごとに電子データをPDF形式に変換して提出すること
- イ 受託者は納品の際、各言語1部ずつ製本し、紙媒体で納品すること

(4) 業務実績報告書の提出

業務完了後、アンケート等調査結果及び業務調査結果を報告書にまとめ市に提出する。

- ア アンケート結果
- イ 実績報告書
- ウ 次年度以降の事業展開（当該業務の継承事業について）

8 支払条件

契約代金の支払いは事業完了後、一括払いとする。

なお、上記以外の支払い方法については、委託者との協議により決定する。

9 著作権等

(1) 本調査の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む）及び二次使用の権利等は、全て市に帰属する。

(2) 受託者は成果物の周知に資する書籍の出版や広告物の掲載等において、成果品を掲載する場合は、本市の承諾なく成果品を使用できる。

(3) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合は、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して一切の手続を受託者において行う。

(4) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら苫小牧市の責めに帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において、一切の処理を行う。

10 業務上の留意事項

(1) 業務において、受託者の責めに帰すべき理由により参加者及び第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受託者の責任において速やかに処理及び解決しなければならない。また、その結果等について、速やかに書面により委託者に報告すること。

(2) 災害その他不可抗力等委託者及び受託者の双方の責めに返すことが出来ない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務の継続の可否について協議する。また、一定期間内に協議が整わない場合、委託者は事前に書面での通知により契約を解除できる。

11 その他

(1) 本業務を実施するにあたり、業務上知り得た情報の開示、漏洩、業務外使用はしないこと。また、必要な措置を講じ、個人情報の流出防止に万全を期すこと。

(2) 本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する苫小牧市職員の対応要領」（平成 28 年 8 月 1 日施行）について留意すること。

(3) 受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず本市と協議すること。

12 問い合わせ先

苫小牧市総合政策部国際リゾート戦略室

〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL: 0144-32-6229